

**広告募集案内【企画提案募集】**  
**(施設広告掲出仕様書)**

緑区庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	緑区広告付き庁舎内フロア案内図他の設置										
内 容	緑区庁舎に、「①庁舎内フロア案内」、「②各課業務案内」、「③行政情報等を表示するためのモニター」を設置し、広告事業を活用した機器の運用及び適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。 なお、①②については庁舎内のデザイン統一の観点から、デザインデータについては区から提供するものを使用させていただきます。										
	屋外広告物には該当しません。										
施設所在地（場所）	横浜市緑区寺山町118番地										
施設の利用者数・利用者層	緑区は人口約18万人（令和5年10月の推計人口）で、様々な世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。また、緑区庁舎には公会堂が併設されており、区役所を利用する方以外の来庁もあります。 <令和4年度区役所の税証明発行等件数>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明発行件数</td> <td>約26,000件</td> </tr> <tr> <td>国民年金・国民健康保険等受付件数</td> <td>約50,000件</td> </tr> <tr> <td>戸籍課への届出件数</td> <td>約173,000件</td> </tr> <tr> <td>公会堂利用者数</td> <td>約53,000人</td> </tr> </tbody> </table>		件数	税証明発行件数	約26,000件	国民年金・国民健康保険等受付件数	約50,000件	戸籍課への届出件数	約173,000件	公会堂利用者数	約53,000人
		件数									
	税証明発行件数	約26,000件									
	国民年金・国民健康保険等受付件数	約50,000件									
戸籍課への届出件数	約173,000件										
公会堂利用者数	約53,000人										
広告設置場所	緑区庁舎1階入口及び2階待合いロビー（2階はP3「 <b>■</b> 広告掲出場所の写真」の設置場所⑦、⑧のいずれか）										
設置スペース	<p><b>【1階】</b> ①・②：縦2,700mm程度 × 横3,100mm程度 × 奥行100mm以内  <b>【2階】</b> ②・③：縦1,600mm程度 × 横1,700mm程度 × 奥行300mm以内            2階の設置には自立式の筐体をご準備ください。</p> <p>※①～③は、上記「<b>■</b>募集概要の内容」の①～③に該当します。            ※奥行については、来庁者の動線に支障がないようにすること。            ※2階に設置される②の情報は、2階の業務・窓口案内になります。            ※2階の筐体は表裏両面の画面表示が可能ですが、表面には②の情報の表示が必須です。</p>										
広告掲出可能スペース	設置機器の大きさについては、上記設置スペースに収まるものとしします。広告の掲出については、1階・2階を問いませんが、①～③を合わせた全体面積の概ね1/4としてください。										
広告掲出期間	令和6年5月1日～令和11年4月31日（5年間）										
	※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）										

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年12月20日（木）～令和6年1月16日（火）
提案内容評価	令和6年1月下旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。時間等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和6年2月初旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和6年1月16日(火)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市にお支払いただく広告料(年額)</li> <li>(2) 掲出期間における収支計画</li> <li>(3) 広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターの規格、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、操作のしやすさ</li> <li>(4) 広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターの面積比率または表示面積</li> <li>(5) 広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターのメンテナンス方法</li> <li>(6) 緊急時対応の考え方(広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターの破損、倒壊またはそのおそれがある場合に、どのように対応するかを記載してください)</li> <li>(7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績</li> <li>(8) その他(行政サービスの向上につながるご提案等)</li> </ol>

■ 選定手続

評価項目・評価基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市にお支払いただく広告料(年額) 市にとって十分な財源確保効果があるか。</li> <li>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。</li> <li>(3) 広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターの規格、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、操作のしやすさ 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、電源投入方法・盗難防止策等で、安全性が担保されているか。また、省電力など環境への配慮がされているか。色覚障害者向けの配色、デザインになっているか。</li> <li>(4) 広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターの面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。</li> <li>(5) 広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターのメンテナンス方法 表示内容の更新方法、作業内容、頻度等が妥当であるか。</li> <li>(6) 緊急時対応の考え方 万が一、広告及び①庁舎内フロア案内、②各課業務案内、③行政情報等を表示するためのモニターが破損し、若しくは倒壊し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。</li> <li>(7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績(過去5年間の実績)</li> <li>(8) その他(行政サービスの向上につながるご提案等)</li> </ol>
評価方法	<p>○緑区に設置する広告事業選考会にて、広告企画書に記載された提案内容を上記評価項目に従い、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果、同点の場合は、緑区広告事業選考会の会長が決定します。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
広告の制作等	<p>○掲出の日から起算して10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去、原状復帰等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可等	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。(参考：月額3,100円/㎡(最大幅×最大奥行)、令和5年10月現在)</p> <p>○設置期間中の電気代については、12か月毎の精算払いとします(実費相当分)。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

■ 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市緑区総務課	担当者名	喜多
所在地	横浜市緑区寺山町118番地		
TEL/FAX	TEL 045-930-2221 / FAX 045-930-2209		
Eメール	e-mail md-yosan@city.yokohama.jp		

■ 地図



■ 広告掲出場所の写真

1階は赤枠内において庁舎壁面に機器の設置をお願いします。

2階には自立式の筐体の準備をお願いします。設置は赤枠の設置場所⑦⑧のいずれかをお願いします。

1階

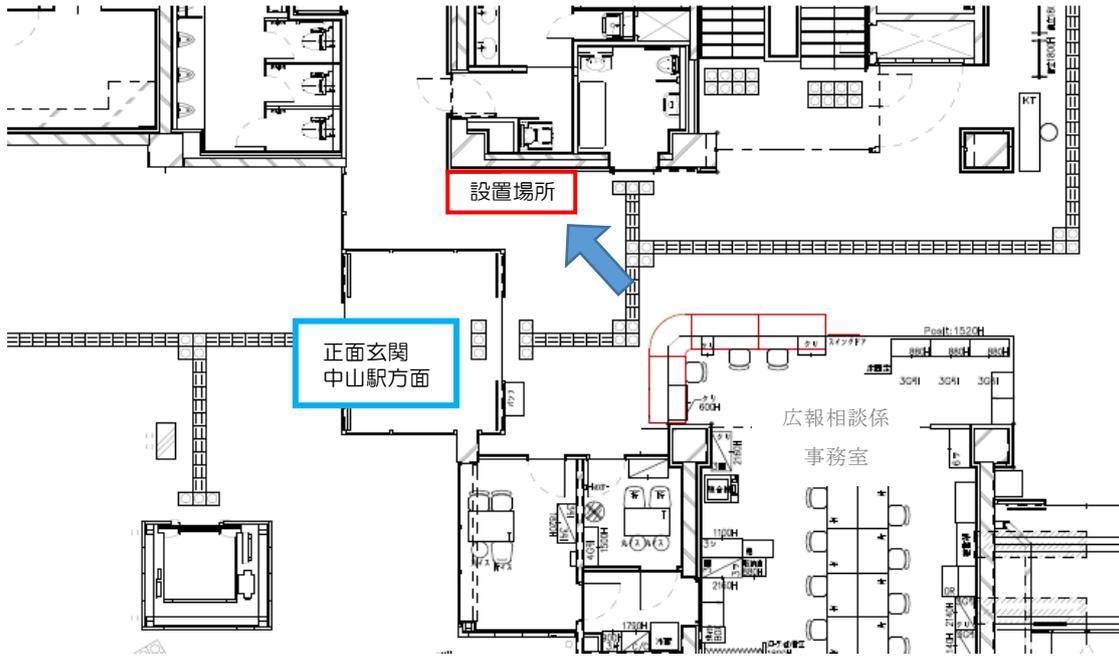


2階

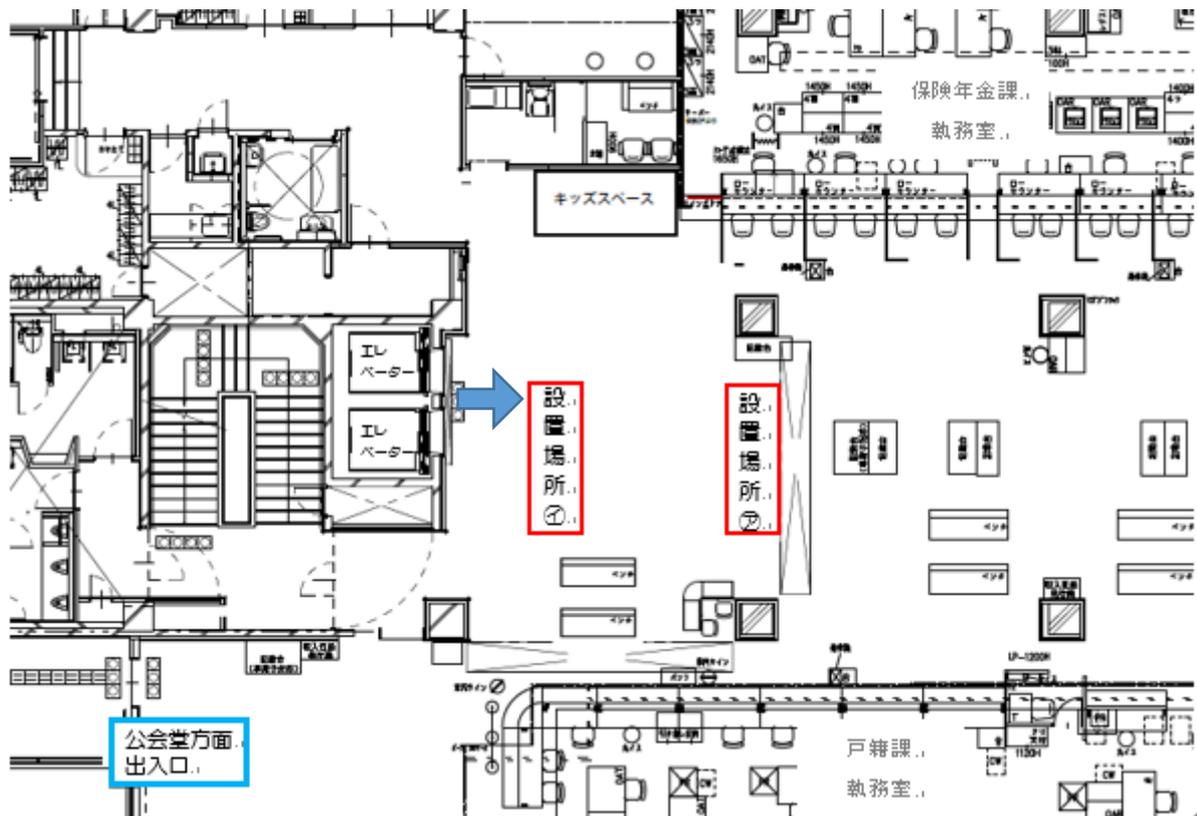


■ 広告掲出場所の地図

1階



2階



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	緑区広告付き庁舎内フロア案内図他の設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）